

コーポレート・ガバナンス

基本方針

株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会

の責務の遂行、株主との対話を基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを強化しています。

コーポレート・ガバナンス体制

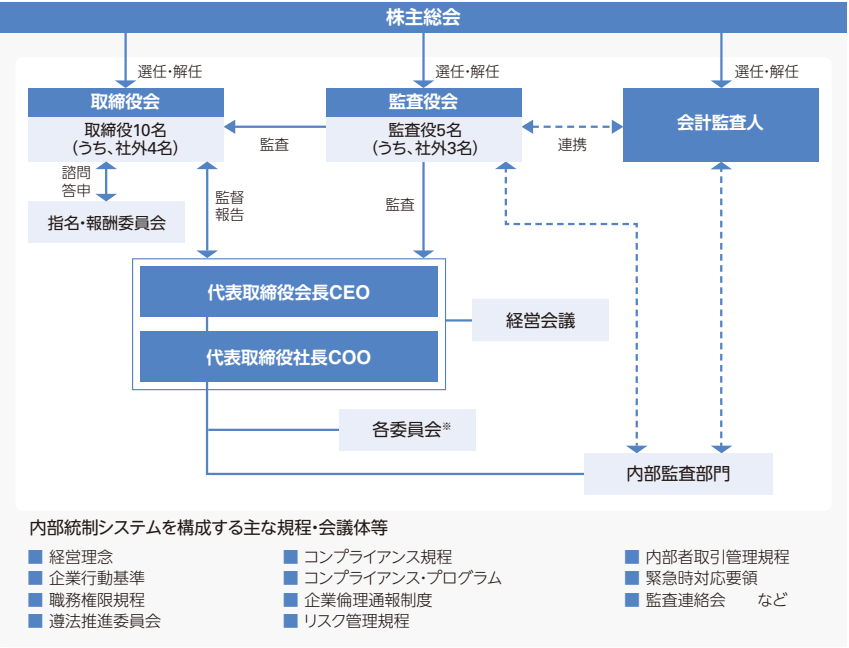
当社のコーポレート・ガバナンス体制は、経営監督や重要な意思決定の機能を担う「取締役会」、経営監査の機能を担う「監査役会」を設置し、客観性および中立性を確保しています。

独立役員の要件を満たす社外役員を積極的に招聘し、経営監督、経営監査機能の強化を図るとともに、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

また、経営と執行の役割を明確化するため、執行役員制度を導入し、各事業の責任の明確化を図っています。持続的成

長企業としての経営基盤の継続強化のため、2022年度より代表取締役会長 CEO (最高経営責任者)、代表取締役社長 COO (最高執行責任者)を設置しました。代表取締役会長 CEO および代表取締役社長 COO の諮問機関として経営に関する重要事項の審議、報告を行う「経営会議」、事業戦略上の重要課題や法対応等の対外的重要課題の企画・推進を担う各委員会を設置し、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2025年6月25日時点)



- ※ 各委員会
- | | | |
|------------------------|---------------------------|---|
| 【サステナビリティ視点による当社の重要課題】 | 【法対応などの重要課題】 | 【事業戦略上の重要課題】 |
| ●サステナビリティ委員会 | ● 法推進委員会
● 安全衛生推進委員会 | ● 能力開発委員会
● 生産技術委員会
● 技術開発委員会
● 国際標準化委員会 |

コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けた改革の変遷

	2003年度	2011年度	2012年度	2019年度	2021年度	2022年度
コーポレート・ガバナンス体制の改革	● 純粋持株会社制		● 事業会社制へ移行 経営の意思決定のスピード化 (執行役員数53名→18名)		● 指名・報酬委員会の設置	
取締役会実効性向上の改革	● 社外役員導入		● 女性社外監査役の選任	● 取締役会実効性評価アンケートの開始 ● 政策保有株式の継続削減	● 取締役スキルマトリックスの開示	● 女性社外取締役の選任 ● 取締役会実効性評価インタビューの開始

監督・監査機関 ※2024年度の実績

	取締役会	指名・報酬委員会	監査役会
役割	経営監督と意思決定	取締役会の諮問機関	経営監査
議長・委員長	北澤通宏代表取締役会長 CEO	丹波俊人社外取締役	松本淳一常勤監査役
主な議論・検討・審議事項	● 経営戦略・サステナビリティ・ガバナンス関連 (経営計画・事業戦略、SDGs課題、コンプライアンス、リスクマネジメントの取り組み状況など) ● 決算・財務関連 (月次・四半期別・年間の業績および見通し、損失発生リスク、対外開示内容など) ● 剰余金の配当関連 (配当方針・配当性向の考え方、ステークホルダーへの説明方針など) ● 政策保有株式関連 (保有・売却方針、保有合理性など) ● 組織変更・人事異動関連 (目的・内容、役員の役割分担、スキルマトリックスなど)	● 諮問事項 ・ 取締役会の構成に関する考え方 ・ 取締役および社長ならびに監査役の選任または解任に関する方針・基準 ・ 取締役および社長ならびに監査役の選任または解任 ・ 社長の後継者計画の策定および運用に関する事項 ・ 取締役および監査役の報酬に関する方針・基準 ・ 取締役および監査役の報酬等の内容 ◆ 2024年度は以下について審議し、取締役会に答申 ・ 取締役および監査役の人事・報酬など ・ 株式報酬制度導入	● 取締役会、経営会議、遵法推進委員会その他重要な会議への意見表明 ● 重要決裁書類等の閲覧 ● 代表取締役社長 COO とのミーティング実施 ● 取締役、内部監査部門等からの職務執行状況の聴取 ● 自社および関係会社の業務および財産の状況等調査 ● 会計監査人の監査の方法および結果の検討
年間開催回数	13回	2回	8回

業務執行機関 ※2024年度の実績

	経営会議	SDGs推進委員会	遵法推進委員会	安全衛生推進委員会
役割	代表取締役会長 CEO および代表取締役社長 COO の諮問機関、経営に関する重要事項の審議および報告	環境、人権・人材活躍、CSR 調達の推進に係る課題の審議、施策の評価	富士電機を取り巻く法令・社会的規範の遵守徹底	富士電機の安全衛生方針の立案・審議ならびに安全管理の推進
構成員	代表取締役会長 CEO および代表取締役社長 COO、執行役員、常勤監査役	執行役員専務、執行役員常務および執行役員	執行役員社長、執行役員専務、執行役員常務、執行役員、常勤監査役、弁護士	人事・総務室長、国内主要生産・販売拠点部門長
年間開催回数	24回 (毎月2回)	2回	2回	1回

	能力開発委員会	生産技術委員会	技術開発委員会	国際標準化委員会
役割	富士電機として横断的な能力開発の推進	富士電機の生産技術力向上のための方針決定と周知徹底	新技術への挑戦とその製品化および市場トレンドに合致した製品開発の推進、全社研究の方針策定、テーマ選定、実行状況フォロー	国際標準化を進めるための方針決定および推進
構成員	人事・総務室長、事業部門長、生産・調達本部長、技術開発本部長	生産・調達本部長、事業部門長および技術開発本部長	技術開発本部長、執行役員専務、事業部門長およびパワエレ営業本部長	事業部門長およびパワエレ営業本部長
年間開催回数	2回	2回	2回	2回

役員一覧 (2025年6月25日現在)

取締役および監査役は、取締役会の全体としての資質・経験等のバランス、多様性等を勘案し決定しています。なお事業年度に関する経営責任の明確化および環境変化に迅速に

取締役

常勤取締役は、当社の経営方針の遂行に必要な資質・経験等を有する者が就任しています。社外取締役は、上場会社の経営者、富士電機の事業に関連深い学術領域の専門家といった富士電機の経営に対する理解と、多面的な経営判断に必要な見識・経験を備えた人物に就任いただいています。

なお、当社の取締役会に必要な見識・経験については、「エ

対応できる経営体制とするため、取締役の任期は1年としています。

ネルギー・環境事業で持続可能な社会の実現に貢献」等の当社の経営方針、事業特性に照らし、「企業経営」、「財務・会計」、「グローバル」、「環境・社会」、「研究開発・技術・製造・DX」、「コーポレートガバナンス・法務・リスク」、「マーケティング・業界」の7つの分野に定義しています。

取締役	当社が取締役に期待する分野						
	企業経営	財務・会計	グローバル	環境・社会	研究開発・技術・製造・DX	コーポレートガバナンス・法務・リスク	マーケティング・業界
 北澤 通宏 代表取締役 取締役会長 CEO (最高経営責任者) 指名・報酬委員会 委員	●	●	●	●	●	●	●
 近藤 史郎 代表取締役 取締役社長 COO (最高執行責任者) 執行役員社長 指名・報酬委員会 委員	●	●	●	●	●	●	●
 丹波 俊人 社外取締役 指名・報酬委員会 委員長	●	●	●			●	
 富永 由加里 社外取締役 指名・報酬委員会 委員 森永乳業(株) 社外取締役	●				●	●	
 立藤 幸博 社外取締役 指名・報酬委員会 委員 artience(株) 社外取締役	●		●	●	●	●	
 野城 智也 社外取締役 指名・報酬委員会 委員 東京都市大学 学長			●	●		●	
 宝泉 徹 取締役 執行役員専務 半導体事業本部長				●	●		●
 鉄谷 裕司 取締役 執行役員常務 インダストリー事業本部長				●	●		●

取締役	当社が取締役に期待する分野						
	企業経営	財務・会計	グローバル	環境・社会	研究開発・技術・製造・DX	コーポレートガバナンス・法務・リスク	マーケティング・業界
 河野 正志 取締役 執行役員専務 エネルギー事業本部長				●	●		●
 三吉 義忠 取締役 執行役員専務 経営企画本部長 輸出管理室長 コンプライアンス担当		●		●		●	

監査役

常勤監査役は、当社の業務全般にわたり精通するとともに、専門知識・経験等を有する者が就任しています。社外監査役は、企業経営者、上場会社の監査役経験者、法律専門家・会

計専門家といった、監査に必要な専門知識・経験を備えた人物に就任いただいています。

監査役	
 松本 淳一 常勤監査役 監査役会議長	 大橋 潤 常勤監査役
 高岡 洋彦 社外監査役	 勝田 裕子 社外監査役 ITN法律事務所 パートナー (株)フェローテック 社外取締役 (6/27就任)
 植松 則行 社外監査役 植松公認会計士事務所 所長 (有)エス・ユー・コンサルタント 代表取締役 サイボウズ(株) 社外監査役 ジオリープグループ(株) 社外監査役 (6/26就任)	

執行役員		
役職	氏名	所管部門
執行役員社長	近藤 史郎	最高執行責任者
執行役員専務	友高 正嗣	パワエレ営業担当、エネルギー事業担当、インダストリー事業担当
//	宝泉 徹	半導体事業本部長
//	河野 正志	エネルギー事業本部長
//	三吉 義忠	経営企画本部長、輸出管理室長、コンプライアンス担当
執行役員常務	角島 猛	人事・総務室長、危機管理担当
//	鉄谷 裕司	インダストリー事業本部長
//	大日方 孝	生産・調達本部長
//	浅野 恵一	食品流通事業本部長
執行役員	森本 正博	富士電機機器制御(株) 代表取締役社長
//	石井 浩司	パワエレ営業本部長、パワエレ営業本部 特約店管理室長
//	中山 和哉	技術開発本部長
//	岸 泰造	経営企画本部副本部長、経営企画本部経営企画室長

独立社外役員にかかる独立性基準

当社は、東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引 各要件のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に所が定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準の 対する十分な独立性を有すると判断します。



当社が定める独立性基準は「コーポレート・ガバナンス報告書」に記載の「独立社外役員にかかる独立性基準」をご参照ください。
https://www.fujielectric.co.jp/ir/library/detail/governance_report.html



取締役・監査役の略歴の詳細は当社HP「役員紹介」をご参照ください。
https://www.fujielectric.co.jp/about/officer_introduction/executives.html



社外役員の活動状況

当社の経営監督・監査機能の強化および重要な意思決定における妥当性・適正性の確保に向け、適切な役割を果たしています。

社外取締役		
氏名	取締役会出席状況 指名・報酬委員会出席状況 (出席回数／開催回数)	主な活動
丹波 俊人	13回／13回 2回／2回	<取締役会> 上場会社の経営経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、次の事項をはじめ、富士電機の経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ・市場環境の変化を踏まえた事業計画の策定 ・IR活動のあり方 <指名・報酬委員会> 委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しました。
富永 由加里	13回／13回 2回／2回	<取締役会> 企業経営に係る豊富な経験と高い見識に基づき、次の事項をはじめ、富士電機の経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ・多様な人材の活躍推進のあり方 ・IT投資の取り組みのあり方 <指名・報酬委員会> 客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
立藤 幸博	13回／13回 2回／2回	<取締役会> 上場会社の経営経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、次の事項をはじめ、富士電機の経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ・在庫適正化の取り組み ・プラント案件におけるリスク管理の強化 <指名・報酬委員会> 客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。
野城 智也	13回／13回 2回／2回	<取締役会> サステナブル建築、イノベーションのマネジメントの専門的見地と高い見識に基づき、次の事項をはじめ、富士電機の経営全般にわたり適宜必要な意見を述べました。 ・脱炭素社会の実現に向けた取り組み ・プラント案件におけるリスク管理の強化 <指名・報酬委員会> 客観的・中立的立場で富士電機の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担いました。

社外監査役		
氏名	取締役会出席状況 監査役会出席状況 (出席回数／開催回数)	主な活動
高岡 洋彦	13回／13回 8回／8回	<取締役会> 上場会社の常任監査役等の経験者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。 <監査役会> 事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
勝田 裕子	13回／13回 8回／8回	<取締役会> 弁護士としての専門知識に基づき、議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。 <監査役会> 事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。
植松 則行	10回／10回 6回／6回	<取締役会> 公認会計士としての専門知識に基づき、議案の内容や富士電機の事業活動の状況を確認し適宜必要な意見を述べました。 <監査役会> 事業活動全般に関し適法性確保の観点から適宜確認を行うとともに意見を述べました。

※ 植松則行氏は、2024年6月25日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって新たに監査役に就任したため、上記の取締役会および監査役会出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会および監査役会を対象としております。

取締役会実効性向上の取り組み

取締役・監査役トレーニング

常勤役員に対しては就任前に法務・税務を含むコンプライアンス研修を実施し、就任後も継続的に必要な知識を習得する機会を提供しています。

社外役員に対しては就任前に会社状況・役割期待についての説明を行っています。また、就任後においては事業戦略、研究開発等の説明、事業拠点の視察等を通じて、会社への理解を深める取り組みを行っています。



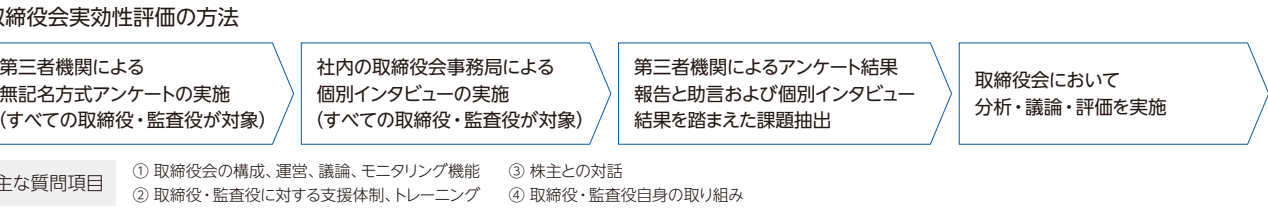
社外役員が千葉工場を見学している様子

取締役会の実効性評価

取締役会に期待されている役割・機能が十分に果たされているかを検証し、その向上を図るため、第三者機関による取締役会の実効性に係るアンケートを年1回実施し、評価を行っています。またアンケート結果の深掘りのため、社内取締役会事務局による取締役・監査役への個別インタビューを定期的

に実施しています。全体を通しておおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されています。

アンケートおよびインタビュー結果は、取締役会で議論・報告するとともに、改善すべき課題について共有を図っています。



2024年度実効性評価で抽出された主要課題に対する取り組み実績、社外役員の主な意見・要望および2025年度の取り組み方針

主要課題	2024年度の取り組み実績	2024年度の取り組みに対する 社外役員の主な意見・要望	2025年度の主な取り組み方針
企業価値向上に資する中長期的な重要課題の議論	企業価値向上に資する中長期的課題の議論 ・中期経営計画 ・人財戦略（人財育成、多様な人財の活躍推進など） ・SDGs主要課題	中期経営計画は十分議論されている。より中長期的に目指す姿や戦略テーマ（人財施策、研究開発施策、ものづくり施策など）について議論する場を増やしてほしい。	企業価値向上に資する中長期的課題について報告・議論する場の充実に引き続き取り組む。 ・人財施策 ・研究開発施策 ・ものづくり施策
重要な意思決定および業務執行をモニタリングする上で必要な報告の充実	各部門からの業務進捗報告 ・経営会議議題報告の継続実施 ・半導体投資（計画、実績、進捗） ・業務変革プロジェクト ・富士電機E&C完全子会社化	個別事案の適宜報告に加えて、年1回コンプライアンス・プログラムの実施状況として、コンプライアンス・労働安全・品質問題など内部統制に関する事項について説明を受ける機会があるが、モニタリング強化のために、年2回、半期ごとに報告してほしい。	各部門からの業務執行状況について報告・議論する場の充実に引き続き取り組む。 ・コンプライアンス・プログラム実施状況 ・半導体投資関連 ・業務変革プロジェクト ・主要子会社の事業戦略

取締役・監査役の報酬

報酬決定プロセス

指名・報酬委員会は、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、報酬に関する方針・基準および水準の妥当性を議論の上、取締役に応え、取締役会がその答申内容を尊重し、決定方針を決議しています。

取締役の個人別の報酬額の決定については、株主総会で決議された範囲内、かつ答申内容を踏まえた上で、代表取締役 取締役会長 CEO 北澤 通宏に一任することを決議しています。

報酬等の内容の決定に関する方針

株主の皆様の負託に応えるべく、優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系、報酬水準を勘案して決定しています。

これらの体系、水準は、経営環境の変化や外部の客観データ等を勘案しながら、その妥当性や見直しの必要性を常に検証しています。

役員区分別報酬体系

役員区分	報酬体系
常勤取締役	常勤取締役は、各年度の連結業績の向上、ならびに中長期的な企業価値向上の職責を負うことから、その報酬等は、次の通りの構成、運用といたします。 ①定額報酬 役位に応じて、予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給します。 ②業績連動報酬 i. 年次賞与 中期経営計画における重要な目標値として設定している前年度の連結売上高営業利益率を基本とし、連結業績（売上高、営業利益、当期純利益、配当金額等）を総合的に勘案し、支給額を決定しています。また、株主の皆様に剰余金の配当を実施する場合に限り毎年、一定の時期に支給します。総支給額は、各年度の連結業績との連動性をより明確とするため、支給日の前事業年度の連結当期純利益の1.0%以内としています。 ii. 株式報酬 株式価値との連動性をより明確とするため、前年度の連結売上高当期純利益率を基本とし、連結業績（売上高、営業利益、当期純利益、配当金額等）を総合的に勘案し、支給額を決定しています。また、株主の皆様に剰余金の配当を実施する場合に限り毎年、一定の時期に上記支給額に応じた当社株式を給付し、1事業年度当たりの総支給株式数は、42,000株を上限としています。 なお、2024年度業績の連結営業利益率は10.5%、連結当期純利益率は8.2%となり、報酬に占める年次賞与の割合は約37.6%、株式報酬の割合は約27.0%となりました。
常勤監査役 社外取締役・社外監査役	定額報酬として、役位に応じて予め定められた固定額を毎月、一定の時期に支給します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数等の詳細は、有価証券報告書に記載の「役員の報酬等」をご参照ください。
https://www.fujielectric.co.jp/common-resource/ir/data/securities149_y.pdf



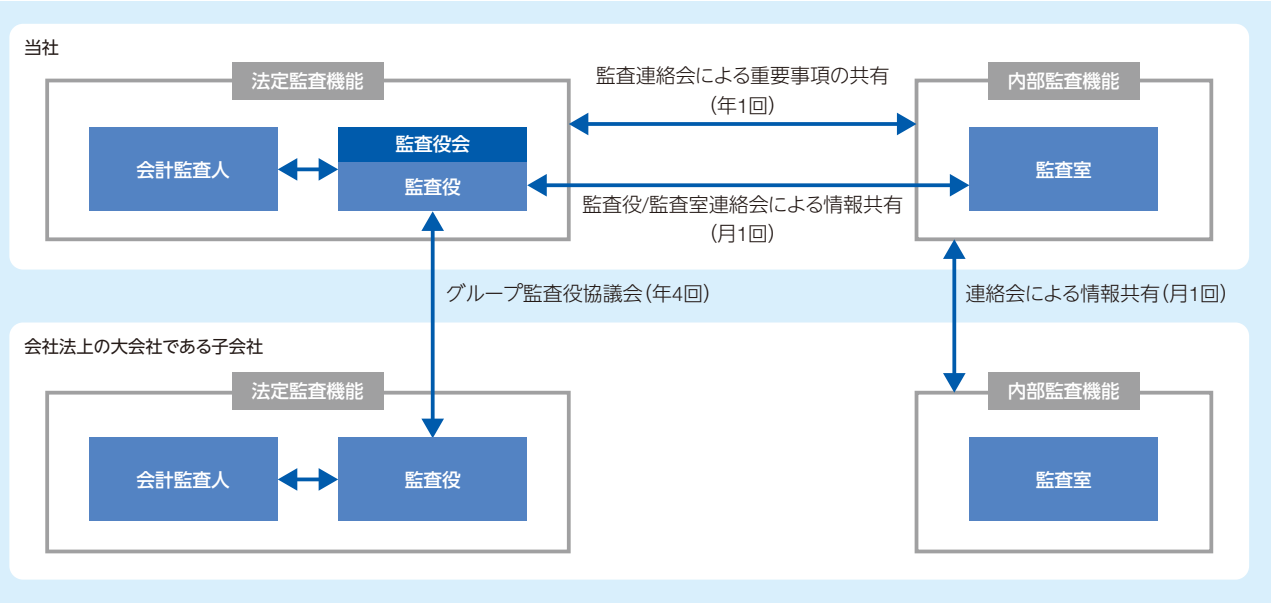
監査役・内部監査の状況

三様監査の全体像

法定監査機能（監査役および会計監査人）と内部監査機能（監査室）の連携強化により監査の実効性を確保しています。

また、会社法上の大会社である子会社の監査役および監査室とも連携し、グループ全体の監査の強化を図っています。

三様監査の体系



監査役監査

監査役は、海外子会社のコンプライアンス強化、品質管理・安全管理ルールの遵守徹底、開示の運用状況を注力ポイントとして監査を行っています。

監査役会においては、監査の方針および監査計画、会計監査人の監査の方法および結果の相当性、会計監査人の評価等の検討を行うとともに、常勤監査役から社外監査役へ重要事項を報告し、活発なコミュニケーションが行われています。



監査役会の様子

（主な監査実施事項はP56「監督・監査機関」-「監査役会」ご参照）

内部監査

内部監査部門は、社長 COO 直轄組織として、内部監査規程に基づき、当社の各部門、子会社に対し原則として隔年で全体を網羅するよう下記の監査を実施しています。指摘事項については、四半期ごとに進捗状況を確認し、必要に応じて

フォローアップ監査も実施しています。

2024年度は、監査対象の約5割にあたる45拠点に実地監査を実施し、経営に重大な影響を与えるような不備・リスクがない状況です。

監査内容	主な実施事項
組織運営監査	管理運営（規程類の整備、決裁手続き、業績管理等）の適切性評価
リスク管理監査	リスク管理体制およびリスク対応の有効性評価
コンプライアンス監査	コンプライアンス・プログラムに基づく関連法令の遵守状況点検、適法性確認
業務執行監査	業務執行（売上・仕入計上、投資、キャッシュフロー等）の適正性、効率性、有効性評価
会計監査	経費処理の適正性評価および資産負債の健全性評価

政策保有株式に関する方針

当社は、投資先企業との関係維持・強化等を目的として、上場株式を政策的に保有しています。政策保有株式を縮減することを基本方針とし、これらの政策保有株式については、その保有に一定の合理性が認められる場合でも、経営や事業への影響に留意しつつ縮減を図っていきます。

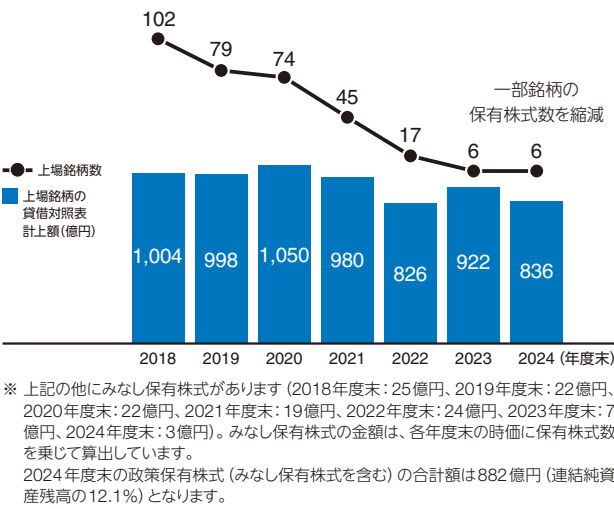
上記の方針に基づき、2018年度末時点で102銘柄保有していた上場株式を、2023年度末時点で6銘柄まで縮減し、2024年度には、一部銘柄の保有株式数を縮減しました。

なお、保有合理性については、「投資先企業との関係維持・強化等の必要性」「資本コストとリターンと比較」の観点から定期的に取り締役会で評価し、その評価内容を開示します。

政策保有株式の議決権に関しては、発行会社の適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備や中長期的な企業価値の向上に資する提案であるか、また当社への影響等を総合的に判

断して行使します。必要がある場合には議案の内容等について発行会社と対話します。

政策保有株式（上場株式）の銘柄数および貸借対照表計上額



株主・投資家の皆様との対話

基本方針

当社は、各種法令・規則に基づいた情報開示を行っています。法令などに基づいた情報開示に該当しない場合でも、株主・投資家の皆様の正しい理解と信頼を得るため、投資判断に重

要な影響を及ぼすと判断した企業情報については、適時、公正・公平な情報開示に努めています。

2024年度の主な取り組み

株主・投資家の皆様に、当社の事業環境や事業戦略、ESG (環境・社会・ガバナンス) への取り組みをよりご理解いただくために、ウェブを活用した取材対応の強化、IR 説明会におけ

る情報開示内容の充実、ウェブサイトでのIR 情報発信強化に取り組みました。

	決算発表・イベント	刊行物
4 ～ 6月	・ 通期決算説明会 ・ 経営計画説明会 ・ 2026年度中期経営計画説明会 ・ 定時株主総会	・ 定時株主総会ご通知 ・ 有価証券報告書
7 ～ 9月	・ R&D説明会 ・ 第1四半期決算説明会	・ 株主様向け報告書 ・ 富士電機レポート
10 ～ 12月	・ 第2四半期決算説明会 ・ 株主様向け工場見学会 (千葉工場、三重工場)	・ 半期報告書 ・ 株主様向け報告書
1 ～ 3月	・ 第3四半期決算説明会 ・ ESG説明会	・ 株主様向け報告書

アナリスト・機関投資家の皆様との対話

アナリスト・機関投資家の皆様との対話を積極的に行い、い経営課題として議論しています。
いただいた主な意見・要望を取り締役会および経営会議で共有し、

2024年度の対話実績

スモールミーティング: 1回 (代表取締役社長 COO: 2月)
海外ロードショー: 1回 (広報・IR 担当役員: 7月)
個別面談による対話: 816件 (アナリスト70件、国内機関投資家325件、海外機関投資家411件、ESG 投資家10件)

2024年度にアナリスト・機関投資家の皆様からいただいた主な意見・要望

▼ 経営・事業に関する意見・要望	▼ 情報開示に係る意見・要望
・ 2025年度の過去最高益更新	・ 2026年度中期経営計画や成長領域・新領域の進捗状況と課題を踏まえた施策
・ 市場成長が見込まれるデータセンター・半導体工場向け事業の更なる業績拡大	・ 中国ローカルメーカの脅威に対する低圧インバータや半導体事業など、競争優位性の維持・拡大に向けた具体的な施策
・ 発電プラントの収益性改善	・ 資本政策や株主還元方針を含めたキャッシュフロー・アロケーション
・ データセンター向けおよび半導体事業の成長	・ ROIC向上に向けた事業ポートフォリオ戦略
・ FAコンポーネントの需要予測精度向上と業績改善、器具の収益性改善	・ 女性役職者数の目標達成に向けた施策
・ 電動化の遅れを踏まえた電動車向けパワー半導体事業の中長期的な事業戦略	
・ 食品流通の業績拡大および収益性の更なる改善	
・ 女性取締役比率の拡大	

IRサイトの表彰

当社 IR サイトの使いやすさ、情報の充実度などが評価され、「Gomez IR サイトランキング2024:金賞(5年連続)」、「2024年インターネットIR 表彰:優良賞(6年連続)」を受賞しています。



コンプライアンス

基本方針

富士電機は、企業行動基準に「グローバル・コンプライアンスを最優先します」を掲げ、取締役会の監督のもと、コンプライアンスの指針となる「富士電機コンプライアンス規程」を定

推進体制

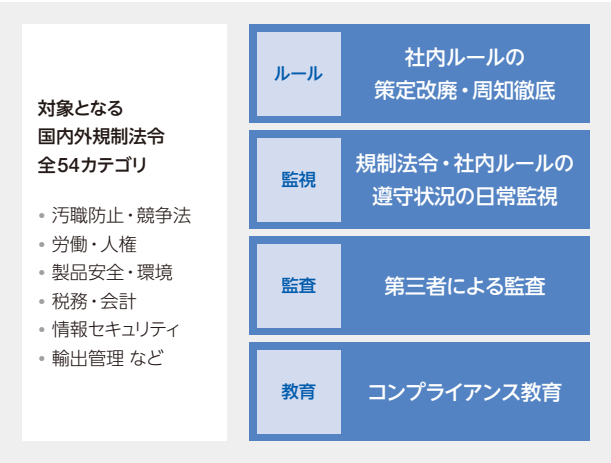
当社の代表取締役社長 COO を委員長とし、規制法令ごとの所管責任者(事業責任者・コーポレート部門長)を委員、常勤監査役・社外有識者(弁護士)をオブザーバーとする「富士電機遵法推進委員会」において、半期ごとに「富士電機コンプライアンス・プログラム」および「富士電機企業倫理通報制度」の実施状況、ならびに「富士電機コンプライアンス・プログラム」の実施計画について審議を行い、年1回取締役会に報告(2025年度より年2回報告)しています。コンプライアンス違反発生時は、事実調査・是正措置・再発防止・社内処分・社内外開示など、所要の措置を講じる体制としています。

推進状況

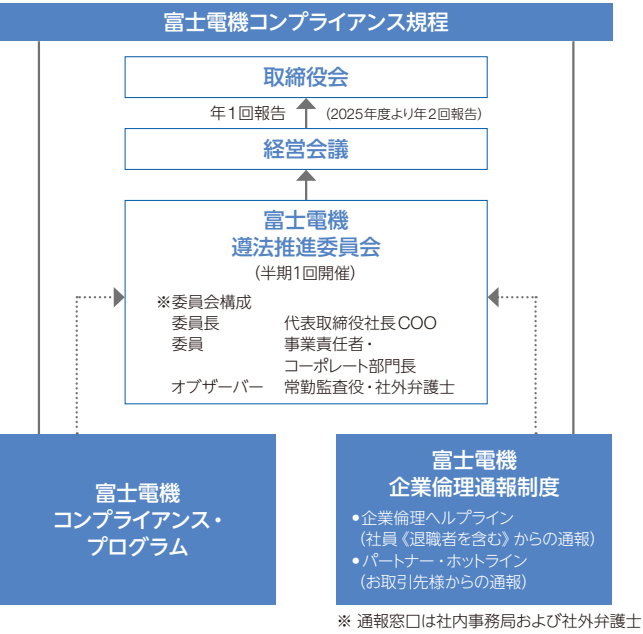
富士電機コンプライアンス・プログラム

当社および国内外のグループ会社を対象として、国内外の規制法令の遵守に関する4側面(「ルール」「監視」「監査」「教育」)をまとめた「富士電機コンプライアンス・プログラム」を定め、富士電機遵法推進委員会におけるレビュー・見直しを経て、活動に取り組むとともに、社外の視点から活動の有効性を検証するため社外認証取得、社外開示に積極的に取り組んでいます。

富士電機コンプライアンス・プログラム



め、「富士電機コンプライアンス・プログラム」および「富士電機企業倫理通報制度」を両輪としてグローバルでコンプライアンスを推進しています。



コンプライアンス教育

階層別・職種別での集合研修・オンライン研修やeラーニング研修・ウェブ配信研修、また社内ポスターの掲示や冊子の配布を通じて、網羅的かつ計画的にコンプライアンス教育・啓蒙を推進しています。

2024年度は海外拠点の贈収賄防止意識強化のため、海外販売会社向けに海外競争法の遵守、贈収賄防止、営業秘密の保護に関する教育を実施しました。

2024年度コンプライアンス教育実績(一例)

研修区分	対象者		内容
階層別	国内・海外関係会社 新任取締役・ 監査役など	36名	コンプライアンス・ プログラムの構築義務
	新任幹部社員	89名	主要規制法令の遵守
	新入社員	276名	コンプライアンス・ プログラムおよび 企業倫理通報制度の紹介
職種別	海外販売会社向け	1,265名	海外競争法の遵守、贈収 賄防止、営業秘密の保護

富士電機企業倫理通報制度

富士電機は、違反行為の未然防止・早期発見を目的として、社内外の関係者が業務遂行上の法令違反や社内ルール違反、またはそのおそれのある事実を、通報窓口(社内事務局および社外弁護士)を通じて当社の代表取締役社長 COO に通報できる「富士電機企業倫理通報制度」を導入し、運用しています(匿名通報可)。

2024年度の通報件数は国内外25件となり、そのうち違反があったものは3件(ハラスメント2件、会計問題1件)でした。いずれも是正措置、再発防止など所要の措置を講じています。

通報への対応として、通報者情報の秘匿、通報を理由とする不利益取り扱いや報復・差別行為の禁止を通じて通報者保護の徹底を図った上で、事実調査、是正措置、再発防止、処

一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)が運営する「対話救済プラットフォーム」に参加

2025年度よりJaCERが運営する「対話救済プラットフォーム」に参加し、すべてのステークホルダーからの人権関連をはじめとした通報を受け付けています。JaCERの苦情処理プラットフォームは「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に

推進結果

富士電機コンプライアンス・プログラムおよび企業倫理通報制度の実施の結果、2024年度は富士電機の経営に重大な

贈賄防止

富士電機企業行動基準「グローバル・コンプライアンスを最優先します」において、「贈賄・汚職の防止」を宣言するとともに、企業行動基準の一部として「富士電機贈賄防止ポリシー」を公表し、富士電機の社員(派遣社員を含む)は一切の贈賄およびその疑いを招く行為を行わないことや、サプライチェーン全体で贈賄防止に取り組むことを宣言しています。

また、富士電機の社員(派遣社員を含む)向けに、贈賄防止に向けた日常業務におけるルールとして「富士電機 贈賄防止ガイドライン」を制定し、「富士電機コンプライアンス・プログラム」の実行を通じて贈賄防止に努めています。富士電機は、贈賄に関与した社員に対しては、就業規則に基づき厳正な処分を行います。

2024年度は、贈賄防止に係る違反はなく、贈賄防止に係る違反を起こし処分された役職員はならず、また贈賄防止に係

富士電機 贈賄防止ポリシー

https://www.fujielectric.co.jp/about/company/box/doc/anti-briberypolicy/policy.pdf

分その他解決に向けた必要な対応を行い、対応内容については、通報者にフィードバックしています(匿名通報の場合も、上記の措置を通じた間接的なフィードバックに努めています)。

◎ 企業倫理ヘルプライン

富士電機の国内外の役員および従業員(退職者および派遣社員を含む)からの通報を受け付けています。社内報および社内イントラネットへの掲載などにより周知徹底を図っています。

◎ パートナー・ホットライン

社外のステークホルダーからの通報を受け付けています。ウェブサイトへの掲載やお取引先様への説明会などにより周知徹底を図っています。

「パートナー・ホットライン」について

https://www.fujielectric.co.jp/about/procurement/partnerhotline.html



JaCER

https://jacer-bhr.org/index.html



影響を与えるコンプライアンス違反はありませんでした。

る違反に関連する罰金、課徴金および和解金は発生していません。

競争法違反防止

「独占禁止法遵守マニュアル」、「海外競争法遵守マニュアル」などの日常業務におけるルールを制定し、適宜改訂しています。入札情報管理システムによる見積り・積算の確認や記録の徹底などを通じた日常監視を行い、また、内部監査部門による監査事項書に従った監査、階層別・職種別の教育の徹底を通じて競争法違反防止に努めています。競争法違反に関与した社員に対しては、就業規則に基づき厳正な処分を行います。

2024年度は、競争法違反はなく、競争法違反を起こし処分された役職員はならず、また競争法違反に関連する罰金、課徴金および和解金は発生していません。

富士電機 贈賄防止ポリシー

https://www.fujielectric.co.jp/about/company/box/doc/anti-briberypolicy/policy.pdf



リスクマネジメント

基本方針

富士電機は、「富士電機リスク管理規程」に基づきリスクを体系的、組織的に管理しています。富士電機の経営に影響を及ぼす可能性のあるさまざまなリスクに関して、遺漏なく適切

リスク管理体制

当社の各部門および関係会社は、事業責任の一環としてその事業活動に伴うリスクの管理に責任を負い、適切なリスク管理体制を整備してリスク対策を実施しています。

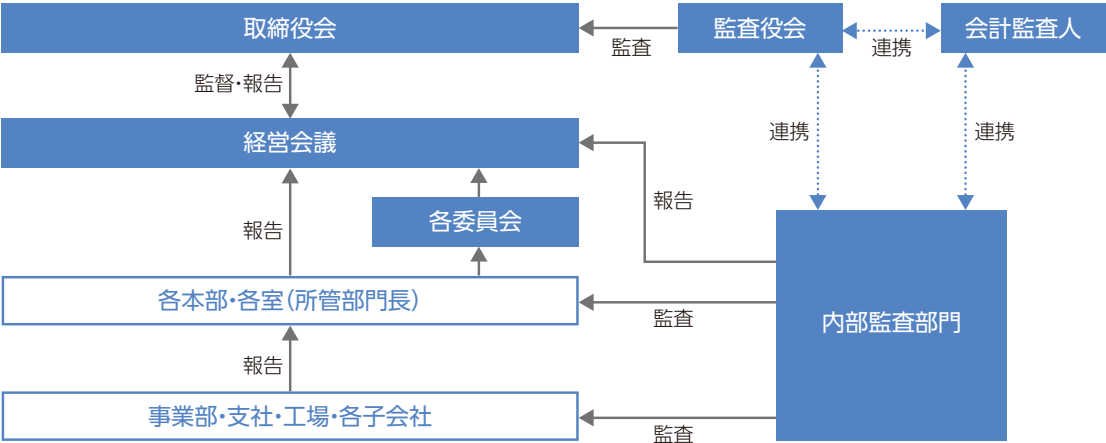
事業計画や大規模投資などの重要なリスクについては経営会議などで適宜報告し、共有を図っています。また、リスク管理を確実に実施するためにマニュアル類を整備し、リスクの種類に応じた教育を実施するとともに、社内報などでリスク管理の取り組みを周知しています。

に管理・対処することでリスクの顕在化(危機的事態の発生)を未然に防止し、リスクによる影響の最小化を図っています。

内部監査部門は、当社の各部門および関係会社が富士電機リスク管理規程に基づいてリスクを抽出・評価し、対策方針を定めて適切に管理体制を構築し的確に運用しているかを定期的に監査しています。2024年度は45拠点に内部監査を実施し、経営に重大な影響を与えるような不備・リスクがない状況です。



主要なリスク一覧は当社HPをご参照ください。
https://www.fujielectric.co.jp/csr/governance/risk_management/risk/index.html



緊急事態発生時の対応

大規模災害など緊急事態が発生した場合、事態の拡大防止と早期収束が図れるよう、平常時の準備、緊急事態発生時

の緊急連絡、緊急対策本部の設置について定めた対応要領を策定しています。

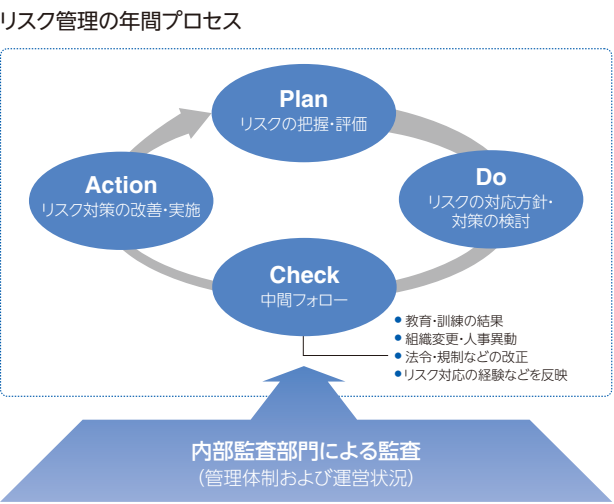
リスク管理プロセス

当社の各部門および関係会社は、年次の予算策定時に事業活動に伴うリスクの把握・評価を行っています。

各リスクに対しては、経営への影響および発生頻度を踏まえて、対応(回避、低減、移転、保有など)の方針や対策を検討し、各部門などで実行責任者などを定め実施しています。

第2四半期(中間期)終了後に中間フォローを行い、リスク対策の年度評価・次年度の改善につなげています。

またこれらの管理体制および運営状況は、内部監査部門による定期的な監査を実施しています。



自然災害・事故への対応 (BCPの取り組み)

大規模な自然災害や事故などの不測の事態発生時にも重要な事業を必要な時間内に再開・継続するため、「富士電機事業継続マネジメント(BCM)規程」に基づき、事業継続計画(BCP)を策定し、継続的な改善に全社で取り組んでいます。

BCPは本社や工場、お客様の対応窓口となる支社で策定するとともに、ITシステムの早期復旧や被害最小化に向けた対応、調達分野における自然災害リスクへの対応やマルチソース化など、事業継続に欠かせない機能に対してBCPを策定しています。また策定したBCPに基づいた教育訓練を実施するとともに、BCPおよびその管理体制の有効性を半期に1回「全社BCM推進会議」で定期的に評価し改善につなげることで、事業継続力の強化に取り組んでいます。

さらに緊急時対応および事業継続対応の確実な実行に向け、事業責任者クラスを対象とした「事業継続セミナー」、各拠点の「災害対策本部訓練」に継続的に取り組むとともに、大規模地震発生などにより本社の災害対策本部が機能できない場合を想定した訓練を年4回実施しています。

このような事業継続の積極的な取り組みが評価され、「国土強靱化貢献団体認証(レジリエンス認証)」を更新取得しています。



プロジェクト案件管理の強化の取り組み

当社は、利益重視の経営による更なる企業価値向上に向け、プロジェクト案件管理の強化による損失発生リスクの低減に取り組んでいます。

損失発生リスクの早期把握と予知保全のため、これまでに発生した大口損失発生事例をもとにその発生原因を分析して社内関連部門と共有するとともに、再発防止策の実行および運用状況のモニタリングを実施しています。

2024年度は、与信リスクの高い案件の受注前審査ルールの整備や受注済案件のコストを含めたプロジェクト進捗管理

の徹底に向け、その実施状況について関連する事業部門およびコーポレート部門と連携して管理するとともに、定期的に執行役員会議などで経営層に報告し議論しました。また海外拠点の管理レベル強化および損失発生防止に向けて策定した実務指針および運用細則について、海外現地の社員およびローカルスタッフへの研修を実施しました。

今後、海外拠点向けの教育充実化に取り組み、更なるプロジェクト案件管理の強化および一層の損失発生リスクの低減につなげていきます。

情報セキュリティの維持・強化の取り組み

当社が保有する経営、営業または技術上の情報、個人情報などの資産価値を機密情報として適切に管理するために、情報セキュリティに関する方針および規程類をNIST(米国国立標準技術研究所)サイバーセキュリティフレームワークをベースに再整備し展開しています。

また富士電機および国内外グループ各社に管理体制を構築し、全従業員への定期的な教育、事業所や執務室の入退場者管理、インターネットやパソコン端末のセキュリティ対策などを実施するとともに、各職場の取り組み状況を毎年点検しています。

さらに、多様化・高度化するサイバーセキュリティ脅威への対応として、第三者の専門家の知見も取り入れ、セキュリティ対応体制(CSIRT／SOC)の強化、新たなサイバー攻撃の兆候や情報の監視の強化、情報システムの防御・攻撃監視機能の強化を図っています。

各拠点においても、お取引先様の要求事項や関連する業界団体のガイドライン・市場動向などを踏まえて情報セキュリティの対策向上に努めており、情報セキュリティ管理の公的認証が求められる事業ではISMS認証を富士電機(株)2部門と子会社2社が取得しています。また、個人情報保護に関しては、プライバシーマークを富士電機(株)と子会社2社が取得しています。

2024年度は、2023年度に認証取得した東京工場・鈴鹿工場に加えて、神戸工場・発紘電機(株)・富士電機機器制御(株)において、制御システムセキュリティ国際標準規格「IEC※62443-4-1」の認証を取得しました。富士電機グループとして今後も認証取得を進めていきます。

※ International Electrotechnical Commission (国際電気標準会議)